

金沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)の変更について

議案第394号

1. 変更の必要性

平成21年の策定から概ね10年が経過するとともに、本格的な少子高齢化社会の到来、近年頻発する大規模災害、北陸新幹線金沢開業による社会経済情勢の変化に対応したまちづくりの方向性を示すため、計画の見直しを行う。

2. 見直しの視点

①石川県都市計画マスタープラン（H30.5改定）の重点的な視点

- 集約型まちづくりの推進 → 無秩序な市街地拡大を抑制し、集約型都市構造の促進
- 交通体系の構築 → 高齢者など交通弱者に対する交通環境の向上
- 防災、減災の推進 → 多発する自然災害を踏まえ、防災・減災の強化
- 快適な居住環境の充実 → 増加する空き地、空き家の適正な管理と利活用の促進

②金沢市マスタープラン（H31.3改定）の重点的な視点

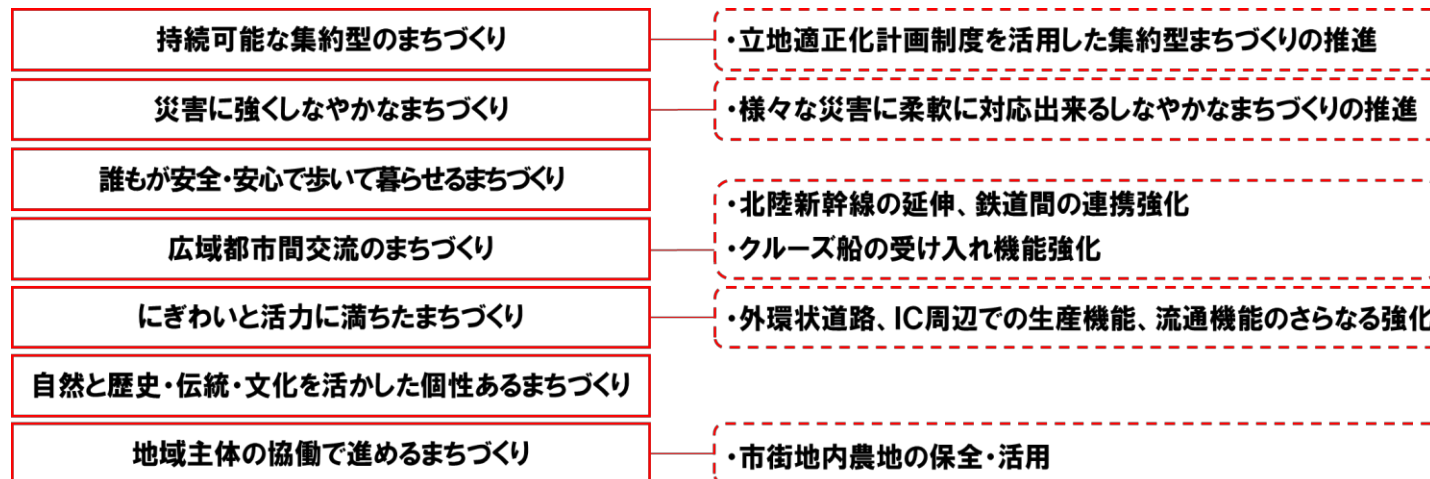
- 集約型まちづくり → 金沢市集約都市形成計画で定める各種誘導区域と連動
- 新たな重点地区の設定 → 駅西から金沢港に至る都心軸周辺を重点地区に追加
- 新たな産業構造 → 金沢港の立地特性を活かした関連産業の活性化
- 中山間地域でのまちづくり方針 → 中山間地域と都市部との調和、活力維持

(参考) 野々市市、内灘町の方向性

- 定住人口の確保 → 宅地需要に応じた市街地整備の促進（野々市市）
- 産業の活性化 → 企業誘致による産業振興、雇用機会の拡大（野々市市）
- 北部地区基本構想の具現化 → 既存集落の活力維持と住環境の向上（内灘町）
- 内灘駅周辺整備 → 駅や駅周辺の利便性向上のため機能強化（内灘町）

3. 内 容

1) 都市計画の目標 (P1~P4)



2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 (P4~6)

- ・人口は、今後もしばらくは増加し、核家族の増加による宅地需要など、一定の開発圧力が存在
- ・産業については、生産用機械業等が好調であり、新たな用地需要が見込まれる
- ・市街化区域の規模

年 次	平成27年(2015) (基準年)	令和7年(2025年) (基準年の10年後)
市街化区域面積	約 10,065 ha	約 10,132 ha

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針 (P6~P10)

- 商業・業務地 → 都心軸（駅西～金沢港）の適正な土地利用と高度利用による都市機能誘導
- 住宅地 → 公共交通重要路線沿線などへの居住誘導
空き家の適正な管理と利活用の推進
既存集落の活力維持
- 工業地 → 交通利便性の高い道路沿線に工業地を配置し、生産業務機能の強化
- 農地 → 田園住居地域の導入等による農地の保全・活用

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針 (P10~P15)

- 新たに（都）小立野旭町線(金大工学部跡地アクセス道路)を配置
- 無電柱化を核とした街並み整備の推進

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針 (P15~P16)

- 都心軸（駅東地区）について、市街地再開発による高度利用や老朽化建築物の整備を促進
- 新たな区画整理事業を位置付ける（南新保地区、長池地区）

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定等の方針 (P16~P19)

- 大規模災害に備えた防災拠点の適正配置と公園の防災機能強化
- 低未利用地（空き地、空き家）や農地を活用した緑地空間の創出を図る

金沢都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

